

奨学資金貸付制度

山之内病院看護師奨励資金貸付制度概要

1. 貸付制度の目的

山之内病院看護師奨学資金貸付条例に基づき、当院に准看護師として在籍し、専門学校（2年過程、通信制）在学する者で卒業後も継続して山之内病院に勤務しようとするものに対して奨学金を貸し付けることにより就学を容易にし、優秀な人材を育成し、よって病院における看護師の充足に資する事を目的とする。

2. 貸付要件

- 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第2項の規定により文部科学大臣が指定した学校に入学が決定し、又は在学していること。
- 卒業後は山之内病院に継続して勤務する意思があること。
- 学術優良かつ健康であること。

3. 貸付金額

区分	金額等	貸付金額	貸与機関	募集人員
	看護専門学校 (2年通信制)	月額 50,000 円	2年以内	2～3名

4. 貸付期間

奨学資金の貸与期間は、奨学資金貸与申請書に記入した看護専門学校の正規の就学期間が終了する月までとする。

奨学資金の交付は、毎月末日（土、日及び祝日の場合はその直前の平日）に本人名義の銀行口座に振り込みます。

5. 貸与審査及び貸与決定について

- 貸与の審査及び決定は、書類審査（看護専門学校の入学決定を明かしする書類）と面接のうえ、貸与の可否を決定します。
- 決定は、本人に通知します。

6. 変換の免除について

貸受人が看護専門学校を卒業してから1年1月以内に看護師免許を取得した後、直ちに次の期間、山之内病院に勤務した時には、貸与金の返還は免除となります。

看護専門学校に修学した方は、2年の勤務となります。

7. 返還について

条例7条の規定により契約が解除された場合及び看護専門学校を卒業後1年1月以内に山之内病院に勤務しなかったときには、当該事由が生じた日の属する月の翌日から起算して1年以内に一時又は月賦払方法により変換していただきます。

また変換機関を超えるときは条例12条の延滞利息が掛かります。